

さぬき市公告第22号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、さぬき市建設工事執行規則（平成14年さぬき市規則第111号）第6条第1項の規定により公告する。

令和5年4月14日

さぬき市長 大 山 茂 樹

一 入札に付する事項

- 1 工事名 令和4年度大串半島活性化施設建設工事
- 2 工事の場所 さぬき市小田地内
- 3 工事の概要
 - 木造地下1階、地上1階 延床面積 198.74 m²
 - 広間、小間、厨房、トイレ、倉庫、関連工事一式
 - 外構工事
 - 舗装工（石敷きA=426.36 m²）
 - 石積工（3か所L=36.79m）
 - 植栽工（高木7本、マツ苗木1,050本）
 - 電気設備工事
 - 電灯設備、動力設備、情報通信網設備、交換設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、配電線路設備、通信線路設備
 - 機械設備
 - 給水設備、給湯設備、排水通気設備、衛生器具設備、ガス設備、消火器設備、浄化槽設備
- 4 工期 契約締結日から令和6年3月29日まで
- 5 支払条件 前払 有り
部分払 無し

二 入札に参加する者に必要な資格等

- 1 入札参加資格を有する者
 - 単体企業であって、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）
 - (2) 本工事の入札参加申請時において、さぬき市建設工事指名停止等措置要領（平成14年さぬき市告示第36-1号）による指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第15条の規定による、特定建設業の許可（建築工事業）を受けていること。
 - (4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、その決定を受けた日を審査基準日とする経営事項審査を受けたもの。
 - ② 民事再生法に基づく再生認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で再生手続開始の決定を受けた日又は再審査の申請をする日の直前のその者の事業年度終了の日のいずれか遅い日を審査基準日とする経営事項審査を受けたもの。
 - (5) 香川県内に法上の営業所を有すること。
 - (6) (5)の営業所の拠点に建築一式工事に係る常勤の技術者を有すること。（当該技術者は、

法第26条第1項又は第2項に規定する主任技術者又は監理技術者として工事現場に配置できる又は配置している者であり、かつ引き続き3ヶ月以上県内に居住していること。営業所専任技術者は含まないものとする。）

- (7) さぬき市の建設工事指名競争入札参加資格者名簿（（建築一式工事を申請したものに限る。）（令和5年度を有効期間とするもの。））に登載されていること。また、法第27条の23第2項の規定による経営事項審査（審査基準日が、入札参加資格確認申請書の提出日前1年7月以内のものうち、直近のもの）に記載のある建築一式工事の総合評点が900点以上であること。
- (8) 本工事の入札参加申請時において経営事項審査が有効であり、かつ、経営事項審査終了結果報告書をさぬき市に提出している者。
- (9) 平成20年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了した建築主体工事（新築、増築、改築、修繕又は改修工事等に限る。）で最終請負工事費が200,000千円以上の工事の元請（共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者又は出資比率が20%以上の経常建設共同企業体の構成員に限る。）としての施工実績があること。
(注) 経常建設共同企業体の構成員については、その出資比率を施工実績に乗じた規模の工事を施工したものとしみなす。
- (10) 法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者で、建築工事の技術者としての施工経験（監理技術者、主任技術者、担当技術者、現場代理人のいずれかで工期の2分の1以上従事していること。）があるものを当該入札に付する工事に専任で配置できること。なお、当該技術者は、入札日において当該入札者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加希望者は、令和5年4月21日までに、様式第1号による入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、様式第2号から様式第4号による入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）をそれぞれ1部提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、入札参加資格があると認められた者に限り入札参加の対象とする。
- (2) 申請書及び資料（以下「申請書等」という。）は、持参又は郵送によるものとし、電送によるものは受け付けない。
- (3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、令和5年4月27日までに書面により通知する。
- (4) 資料に記載すべき事項
 - ① 二の1の(9)に掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績
 - ② 二の1の(10)に掲げる要件を満たすことを証明する配置予定の技術者の資格及び工事の施工経験
 - ③ 二の1の(6)に掲げる要件を満たすことを証明する営業所及び当該営業所が有する技術者の資格
- (5) 申請書等の受付（持参の場合）
 - ① 受付期間 令和5年4月17日から同年4月21日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。
 - ② 受付時間 午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
 - ③ 受付場所 香川県さぬき市志度5385番地8 さぬき市総務部財産活用課
- (6) その他
 - ① 申請書等の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
 - ② 提出された申請書等は、返却しない。

3 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、市長に対して説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を令和5年5月8日までに、二の2

の（５）の②の時間に二の２の（５）の③の場所へ持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- （３）（１）の説明を求めた者に対する回答は、令和５年５月２４日までに、書面により行う。
- （４）（３）の回答に不服がある者は、市長に対して苦情の申立てを行うことができる。
- （５）（４）の苦情の申立てを行う場合には、その旨を記載した書面を、令和５年６月１日までに二の２の（５）の②の時間に二の２の（５）の③の場所へ持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- （６）市長は、（４）の苦情の申立てを受けた場合には、速やかにさぬき市建設工事施行審議会（以下「審議会」という。）に審議を依頼し、審議会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して７日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、書面により回答する。

４ 設計図書等の交付等

- （１）交付期間 令和５年４月２８日から同年５月８日までとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。
- （２）交付時間 二の２の（５）の②の時間
- （３）交付場所 二の２の（５）の③の場所
- （４）設計図書の交付を受けていない者は入札に参加できない。
- （５）設計書、図面及び入札心得等（以下「設計図書等」という。）について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を次のとおり提出すること。なお、書面は持参、郵送又はＦＡＸにより提出するものとする。
 - ① 提出期間 令和５年４月２８日から同年５月２４日まで。（郵送により提出する場合は、同日までに必着のこと。）ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。
 - ② 提出の時間及び場所 二の２の（５）の②の時間及び二の２の（５）の③の場所
- （６）（５）の質問に対する回答を記載した書面を次のとおり閲覧に供する。
 - ① 閲覧期間 令和５年６月１日から同年６月６日まで。ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。
 - ② 閲覧の時間及び場所 二の２の（５）の②の時間及び二の２の（５）の③の場所ただし、回答がＦＡＸにより可能であった場合はＦＡＸにより回答する。

三 入札及び開札等

- １ 入札及び開札の日時 令和５年６月７日（水曜日）午前９時００分
- ２ 入札及び開札の場所 香川県さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市役所附属棟多目的室
電話番号 ０８７－８９４－８６７７
- ３ 入札書の提出方法 持参により提出することとし、郵送又はＦＡＸによるものは認めない。

四 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

五 入札保証金及び契約保証金

- １ 入札保証金 入札保証金の納付は、免除する。
- ２ 契約保証金 契約保証金の納付、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を必要とする。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合にあっては、この限りでない。

六 工事費内訳書の提出

- １ 入札者は、入札に際し、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書を提出することとし、入札書の金額と工事費内訳書の金額が一致しない場合は、当該入札は失格とする。工事費内訳書を提出しない場合、工事費内訳書の表紙に記名押印のない場合又は記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたい場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、入札に参加できない。

- 2 工事費内訳書の項目は、設計図書等として交付した設計書の内訳書と同様のものとし、記載内容については、少なくとも数量、金額等を明らかにすること。
- 3 工事費内訳書は、袋綴じ若しくは割印をして提出すること。
- 4 工事費内訳書は、返却しない。

七 入札の無効等

- 1 申請書等を期限までに提出しない者、入札参加資格がないと認められた者又は入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において二の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったものは、入札に参加することができない。
- 2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。
- 3 入札回数の限度は2回までとする。

八 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低制限価格を下らない最低価格の入札をした者を落札者とし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

九 契約の締結

- 1 当該入札に付する工事に係る請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年4月1日条例第49号）第2条の規定によりさぬき市議会の議決が必要である。
- 2 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十 前払金について

- (1) 前払金の保証契約締結に基づき希望により、請負代金額200万円以上の工事につき、請負代金額の100分の40以内の額を支払う。
- (2) 中間前払金の保証契約締結に基づき希望により、請負代金額1000万円以上かつ工期100日以上以上の工事につき、さぬき市建設工事執行規則第38条第3項各号に掲げる要件に該当するものについて、請負代金額の100分の20以内で5000万円を限度とし、財政経理上支障のない場合に限り支払う。ただし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

十一 その他

- 1 落札者は、二の2の(4)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- 2 前項で配置する技術者は、原則として変更できないものとする。なお、本人の病気、死亡、退職等特別な理由により、やむを得ず配置技術者の変更をする場合は、二の1の(10)に掲げる条件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

十二 問い合わせ先 さぬき市総務部財産活用課 電話番号 087-894-8677